



国土を**整**え、全力で**備**える
国土交通省中国地方整備局

浜田河川国道事務所

Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism
Chugoku Regional Development Bureau

お知らせ

2022年（令和4年）2月 4日

資料提供先：浜田記者クラブ
江津記者クラブ
益田記者クラブ

災害応急対策活動等の協力会社を募集します。

国土交通省浜田河川国道事務所では、災害が発生した場合の被害の拡大防止と被害施設早期復旧のため、災害応急対策活動等を実施していただける協力会社を募集します。

- | | |
|---------|--|
| 1. 協定期間 | 令和4年4月1日～令和6年3月31日【2ヶ年】 |
| 2. 協定種別 | (1) 土木工事に関する基本協定
(2) 調査・設計、測量、地質調査業務に関する基本協定 |
| 3. 協定区間 | 浜田河川国道事務所において管理する一級河川江の川水系、一級河川高津川水系、一般国道9号、一般国道191号及び山陰道（供用区間及び事業中区間） |
| 4. 応募期間 | 令和4年2月4日（金）～令和4年2月24日（木） |
| 5. 募集要領 | 募集要領は、浜田河川国道事務所ホームページに掲載しています。
詳しい内容は、そちらをご覧ください。 |

問い合わせ先：国土交通省 浜田河川国道事務所

副所長（河川） おおもと せいじ 大元 誠治

（担 当） 建設専門官 とがの ひであき 柁野 秀明

TEL 0855-22-2480（代表）

URL <http://www.cgr.mlit.go.jp/hamada/>

1. 土木工事に関する基本協定

協定の名称	災害応急対策活動等に関する基本協定
協定の範囲	浜田河川国道事務所において管理する一級河川江の川水系、一級河川高津川水系、一般国道9号、一般国道191号及び山陰道(供用区間及び事業中区間)
協定の内容	浜田河川国道事務所所管施設において災害が発生、又は発生するおそれがある場合の被害の拡大防止と被害施設の早期復旧のため、基本協定締結者が保有する建設機械、資材及び労力等(以下、「資機材、労力等」という。)により応急対策活動を実施することを原則とする。
主な応募条件	①中国地方整備局における令和3・4年度の「一般土木工事」又は、「維持修繕工事」の一般競争参加資格の認定を受けていること。 ②平成18年4月1日以降に元請けとして完成・引き渡し完了した、浜田河川国道事務所、島根県浜田県土整備事務所、島根県益田県土整備事務所、島根県県央県土整備事務所、島根県大田事業所、島根県津和野土木事業所、浜田市、益田市、大田市、江津市、川本町、美郷町、邑南町、津和野町又は吉賀町が発注した工事の施工実績があること。 ③建設業法の許可を有する本店又は支店等(資機材、労力等を有すること)が、島根県の浜田地方生活圏、益田地方生活圏又は大田地方生活圏の市町村内にあること。 浜田地方生活圏: 浜田市、江津市 益田地方生活圏: 益田市、津和野町、吉賀町 大田地方生活圏: 大田市、川本町、美郷町、邑南町
応募の受付期間	令和4年2月4日(金)～令和4年2月24日(木) (休日を除く毎日、9時00分～17時00分)
協定の締結	令和4年3月下旬(予定)
協定の期間	令和4年4月1日～令和6年3月31日【2ヶ年】
担当部局	浜田河川国道事務所 河川管理課 建設専門官

2. 調査・設計、測量、地質調査業務に関する基本協定

協定の名称	災害応急対策活動の調査等に関する基本協定
協定の範囲	浜田河川国道事務所において管理する一級河川江の川水系、一級河川高津川水系、一般国道9号、一般国道191号及び山陰道(供用区間及び事業中区間)
協定の内容	浜田河川国道事務所において管理する一級河川江の川水系、一級河川高津川水系、一般国道9号、一般国道191号及び山陰道(供用区間及び事業中区間)において地震、豪雨、台風、豪雪及び事故災害等により発生した災害の状況把握と報告並びに浜田河川国道事務所長の指示に基づく調査、測量及び緊急的な対策工法の検討等を行うことを原則とする。
主な応募条件	①中国地方整備局における令和3・4年度の「土木関係建設コンサルタント業務」又は「測量」又は「地質調査業務」の一般競争参加資格の認定を受けていること。 ②平成23年4月1日以降に完了した業務において、浜田河川国道事務所、島根県浜田県土整備事務所、島根県益田県土整備事務所、島根県県央県土整備事務所、島根県大田事業所、島根県津和野土木事業所、浜田市、益田市、大田市、江津市、川本町、美郷町、邑南町、津和野町又は吉賀町が発注した業務の実績があること。 ③(1)【土木関係建設コンサルタント業務】 島根県内に本店又は、浜田河川国道事務所管内より概ね2時間以内に 本支店(営業所は除く) (2)【測量】 浜田河川国道事務所管内に本支店(営業所は除く) (3)【地質調査業務】 島根県内に本店又は、浜田河川国道事務所管内より概ね2時間以内に 本支店(営業所は除く)
応募の受付期間	令和4年2月4日(金)～令和4年2月24日(木) (休日を除く毎日、9時00分～17時00分)
協定の締結	令和4年3月下旬(予定)
協定の期間	令和4年4月1日～令和6年3月31日【2ヶ年】
担当部局	浜田河川国道事務所 河川管理課 建設専門官